

施策評価シート

幹事部局

政策企画局

施策の名称	VI-3-(2) 男女共同参画の推進
施策の目的	県民一人ひとりが、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会をつくりま す。
施策の現状 に対する評価	<p>①(男女共同参画の意識啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対する男女共同参画の意識啓発研修等を継続的に行うことで、「男は外で働き、女は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は79.2%となり、全国の状況(59.8%)と比較しても理解が進んできた。一方、家事・育児・介護等の多くを女性が担っている実態があり、行動においては、まだ性別による偏りがある。 ・ 政策・方針決定過程への女性の参画については、審議会等への女性の参画率は、R3年度は県は47.0%であったが、市町村は26.5%と低い実態がある。また、地域、学校、事業所等では、年々女性の参画率が増加しているが、まだ十分ではない。 <p>②(女性相談の充実、DV被害者等の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の女性相談窓口で対応した相談件数は増加傾向にあり、それに占めるDVに関する相談も増加傾向にある。また、相談に至っていないDV被害の潜在化も懸念される。 ・ 新型コロナにより様々な困難や課題を抱えながらも支援につなげていない女性が存在するが、行政だけでは支援の手が十分に届かない。 ・ 住民に身近な相談窓口として、県内市町村において女性相談窓口が設置され、DVをはじめとした女性相談の対応をされているが、相談者の背景は複雑化しており、きめ細かな支援を行う体制はまだ十分とは言えない。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画サポーターが自主的に啓発事業を企画実施できるよう、研修内容を見直した。 ・ 市町村の女性相談体制強化を図るために、市町村担当者を対象とした研修や巡回相談、市町村訪問を通じてスーパーバイズを行った。
今後の取組 の方向性	<p>①(男女共同参画の意識啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担についての意識を変えていくことに加え、地域や家庭などでの役割において性別による偏りが解消されるよう、市町村や男女共同参画サポーターと連携し、引き続き意識啓発に取り組む。 ・ 市町村の審議会等への女性参画率が低いとため、市町村に政策・方針決定過程への女性参画を働きかけ、具体的な取組を促す。 <p>②(女性相談の充実、DV被害者等の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民向けの公開講座や啓発活動等を継続して実施し、DVに対する正しい理解を深める働きかけを行う。特にDVを生まない社会づくりのため、中高生等の若年層向けのデートDV予防教育に積極的に取り組み、暴力を生まない意識の定着を図る。 ・ 新型コロナにより様々な困難や課題を抱えながら支援につなげていない女性に向け、民間団体の強みを活かしたきめ細かい支援を全県に拡大するとともに、各地域での担い手の発掘やノウハウの定着を図る。 ・ 市町村の女性相談窓口を中心に、地域における支援体制が充実していくよう、研修、巡回相談、市町村訪問を通じてのスーパーバイズを実施する。

事務事業の一覧

施策の名称		VI-3-(2) 男女共同参画の推進				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	男女共同参画の理解促進事業	県民	男女共同参画社会を正しく認識し、性別による固定的な役割分担意識が解消され、社会のあらゆる分野における男女共同参画が進む	93,802	95,150	女性活躍推進課
2	女性相談事業	日常生活を営むうえで、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性	問題解決のための助言や情報提供、支援機関へのつなぎ等を受けることができる	61,176	61,715	青少年家庭課
3	DV被害者等保護事業	一時保護を必要とするDV被害者等	安全な場所で支援を受けながら、自立を目指すことができる	26,729	32,453	青少年家庭課
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

女性活躍推進課

事務事業の名称		男女共同参画の理解促進事業			
目的	誰(何)を対象として	県民	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	男女共同参画社会を正しく認識し、性別による固定的な役割分担意識が解消され、社会のあらゆる分野における男女共同参画が進む		93,802	95,150
			うち一般財源 (千円)	84,661	83,302
令和4年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、県立大学などにおける研修、講座、セミナー等の開催 ・地域における男女共同参画を推進するため、男女共同参画サポーター(以下、サポーター)を養成 ・政治分野における男女共同参画推進の啓発事業実施 ・普及啓発活動の拠点としている男女共同参画センターの管理運営(指定管理) ・県や市町村の政策・方針決定過程における女性の参画を推進するため、審議会等の委員への女性登用促進 ・女性の自主的主体的な活動を支援するためのしまね女性ファンドの活用促進 ・男女共同参画の視点からの防災対応について、防災部、当課、男女共同参画センターの役割分担を調整 				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直した点	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターが自主的に啓発事業を企画実施できるよう、研修内容を見直した ・市町村における審議会等の女性参画率を上げるため、市町村課長会議やブロック会議において啓発を行った。また、計画策定12市町村に対し、目標値を高くすることの働きかけを行った。 ・しまね女性ファンドの新規申請団体を増やすため、「働く女性が活躍できる社会づくり」の分野を新設。 				
1	上位の施策	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	IV-3-(2) 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
2	上位の施策	IV-3-(1) あらゆる分野での活躍推進	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合【当該年度8月時点】	目標値		80.0	82.0	84.0	86.0	88.0	%	単年度値
		実績値	77.2	73.7	79.2					
		達成率	-	92.2	96.6	-	-			
2	審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】	目標値		50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	%	単年度値
		実績値	46.5	47.2	47.0					
		達成率	-	94.4	94.0	-	-			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・女性の自治会長はR2:3.9%、R3:3.8%。女性の公民館長はR2:6.6%、R3:8.0%。女性のPTA会長(小学校)はR2:9.1%、R3:10.9%、(中学校)はR2:8.6%、R3:12.8%。地方議会における女性議員は県:R2:8.3%、R3:8.6%、市:R2:10.3%、R3:11.2%、町村:R2:4.8%、R3:6.3%。女性を役職に登用している事業所はH29:66.3%、R2:66.9%(労務管理実態調査ほか)。 ・審議会への女性参画率:国:42.3%(R3.9.30現在)、市町村:26.5%(R3.4.1現在)。 ・島根県男女共同参画サポーターR2:114名、R3:116名、R4:123名(R4.6.21現在)。 ・しまね女性ファンドの新規申請件数R2:17件、R3:10件。 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は、R2:73.7%、R3:79.2%と推移(県政世論調査)し、全国調査(男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府調査))のH28:54.3%、R1:59.8%と比較すると、高い割合となっている。 ・18才~60代は、目標値82%を超えている。 ・社会のあらゆる分野における男女共同参画については、地域、学校、事業所、審議会等では年々女性の割合が微増し、女性の参画が少しずつ進んでいる。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合は目標値に近づいているが、実際の「家庭の仕事の役割分担」は妻がする割合が高いなど行動においては、まだ性別による偏りがある。 ・サポーターの活動が停滞している。 ・市町村における審議会等の女性参画率が低い。 ・しまね女性ファンドの新規申請件数が目標に達していない。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識にとらわれない人が増えているが、家事労働等の分担といった実際の行動変化のためには、当事者のみならず周囲(職場の上司、家族、地域等)の理解が必要であるが、十分ではない。 ・サポーターが地域で積極的に啓発活動をするための仕組みが十分ではない。 ・市町村における男女共同参画の取組が十分ではない。 ・しまね女性ファンドの申請数が少ないことは、コロナウイルス感染症の影響が大きい。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・固定的な性別役割分担意識の解消は、男女共同参画や女性活躍のベースとなるものであることから、市町村やサポーターと連携し、行動変容に繋がるよう意識啓発に引き続き取り組む。 ・サポーターが啓発活動を行いやすくするため、市町村との連携強化推進、活動費の見直し検討、啓発にかかる費用について女性ファンド活用の働きかけを行うこと等を実施。 ・市町村の男女共同参画の取組を促進するため、市町村ブロック会議等での助言に加え、市町村長に政策・方針決定過程への女性参画の意義等を直接説明するなどの対策を進める。 ・しまね女性ファンドの新規申請団体を増やすため、コロナ禍においても実施された好事例の紹介やツイッターの活用など広報を充実し、周知を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		女性相談事業			
目的	誰(何)を対象として	日常生活を営むうえで、人権侵害などにより様々な問題を抱えている女性	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	問題解決のための助言や情報提供、支援機関へのつなぎ等を受けることができる		61,176	61,715
			うち一般財源 (千円)	37,167	41,519
令和4年度の取組内容		<ul style="list-style-type: none"> 日常生活を営む上で様々な問題を抱えて悩む女性の相談に対応し、問題解決に向けた支援、助言及び情報提供等を実施 コロナ禍で不安や課題を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、集いの場づくりや相談支援を実施 民間支援団体と連携し、性暴力被害者支援センターが24時間365日で相談対応できる体制を整備 相談支援体制の充実に向け、担当職員の専門性の向上のための研修や市町村等関係機関の連携強化の取組を実施 女性に対する差別や人権侵害について県民の理解促進を図るため、県民向け講演会や街頭啓発活動等の広報・啓発を実施 デートDV未然防止のため、教職員を対象としたデートDVをはじめとする暴力予防教育実践者研修を実施 			
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと		<ul style="list-style-type: none"> 民間団体の知見を活用し、不安や課題を抱える女性たちの居場所の提供や専門家による相談会を県内各地で実施 			
1	上位の施策	VI-3-1(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度3月時点】	目標値		55.0	60.0	70.0	72.5	75.0	%	単年度値
		実績値	(新指標)	54.7	66.7					
		達成率	-	99.5	111.2	-	-	-		
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談件数 県の相談窓口 R元:3,731件(うちDV517件)、R2:3,983件(うちDV582件)、R3:4,230件(うちDV615件) ○性暴力被害者支援センターたんぽぽ R3:電話相談108件、面接相談17件、医療等支援6件 ○専門性向上のための研修実施回数 R3:2回(参加者 72名 ※うち5名は一時保護委託先職員) ○県民向け公開講座 R3参加者数66名 (R2:参加申込者数220名 ※オンライン開催) ○しまね性暴力被害者支援センターさひめへの研修委託件数 R3:2件 ○女性のつながりサポート相談事業 相談会・交流会参加者数 R3:95名 								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 11月の女性に対する暴力をなくす運動期間中に、県民向けオンライン講座や普及啓発活動を実施し、DVIに対する正しい理解を促進 性暴力被害者支援センターたんぽぽの協力病院等の助産師等を性暴力被害者支援看護職養成研修に派遣し、性暴力対応看護師養成講座課程修了(R3修了者 4人) デートDV予防教育推進のため、中学校・高校教員を対象に若年層に対する暴力予防教育実践者研修を開催し、各学校で予防教育を実施 民間団体の知見を活用し、新型コロナウイルス感染症等の影響により、不安や課題を抱える女性に寄り添った支援を実施
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア) 女性相談件数は増加しており、それに占めるDV相談も増加傾向にある。 イ) 新型コロナにより様々な困難・課題を抱えながらも支援につながっていない女性が存在する。 ウ) 市町村の相談窓口においても相談件数は増えており、相談者の背景も複雑化している。 エ) 中高生、大学生などの若年層において、デートDVや性的被害が問題となっている。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア) 女性相談は家族や個人の個別の問題として捉えられやすいため、相談支援につながりにくい。 イ) 行政の相談支援につながりにくい方もあり、行政だけでは支援の手が十分に届かない。 ウ) 市町村相談窓口の担当者の専門性向上のための機会が不足している。 エ) 若年層へのDV予防教育、性暴力被害予防啓発が不十分である。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア) 女性相談センター及び児童相談所に配置された女性相談員による訪問相談活動や、街頭啓発活動等による広報・啓発を実施し、支援を必要とする女性を相談につなげる。 イ) 民間団体の強みを活かしたきめ細かい支援を全県に拡大し実施するとともに、各地域での担い手の発掘やノウハウの定着を図る。 ウ) 市町村相談窓口の担当者への研修、巡回相談、市町村訪問を通じてのスーパーバイズを実施。 エ) 教育委員会や市町村等と連携し、中高生に対しデートDV予防教育を実施するとともに、予防教育を行う教員等に対し若年層に対する暴力予防教育実践者研修を行うことで、学校や地域でも予防教育の啓発・普及を図る。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

青少年家庭課

事務事業の名称		DV被害者等保護事業			
目的	誰(何)を対象として	一時保護を必要とするDV被害者等	事業費 (千円)	令和3年度の実績額	令和4年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	安全な場所で支援を受けながら、自立を目指すことができる		26,729	32,453
			うち一般財源 (千円)	14,053	19,549
令和4年度の取組内容	・DV被害者をはじめ保護を必要とする女性の安全を確保し、問題解決に向けた必要な支援を行うため、警察や市町村、児童相談所との連携を強化し、適時適切な場所で一時保護を実施 ・一時保護をした女性の自立に向けた支援のため、当面の経済的支援としての貸付や一時的な生活場所としての住居(ステップハウスの提供、生活基盤のある市町村等関係機関との連携を行う ・直ちに一時保護ができず、かつ適当な避難先がないDV被害者等に対する宿泊費助成(ホテル事業)の実施				
令和3年度に行った評価を踏まえて見直したこと	関係機関と連携し、DV被害者はもとより、同伴する家族も含めて迅速かつ適切な保護を実施する。				
1	上位の施策	VI-3-(2) 男女共同参画の推進	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	一時保護委託先団体数【当該年度3月時点】	目標値		12.0	12.0	12.0	13.0	13.0	施設	単年度値
		実績値		11.0	11.0	11.0				
		達成率		—	91.7	91.7	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率		—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○一時保護人数 R元:17名(うちDV被害者13名) R2:17名(うちDV被害者12名) R3:7名(うちDV被害者5名) 同伴児(者)数 R元:22名 R2:21名 R3:10名 平均入所日数 R元:30.2日 R2:33.3日 R3:23.1日 ○ステップハウス利用 R元:実績なし R2:1世帯 R3:実績なし ○ホテル事業実施状況 R元:3件(延べ3泊) R2:5件(延べ7泊) R3:6件(延べ11泊)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・相談者の多様な状況に応じて適切な一時保護ができるよう、委託契約先を確保 ・一時保護所退所後、直ちに自立した生活を送ることが困難なDV被害者に対し、一時的な生活の場としてステップハウスを提供し、早期の自立を支援できる体制を確保 ・一時保護したDV被害者等の自立に向け、市町村等関係機関と連携し、母子生活支援施設や公営住宅、グループホームへつなぐ支援を実施
課題分析	① 課題	(ア)DV被害者自身が抱える課題が複雑化、多様化しており、併せて被害者が求める支援も多様化しているため、一時保護所を退所後の生活基盤を整えるまでに時間を要する被害者が増えている。 (イ)DV被害者が児童を伴って保護されるなど、家庭内でDVと児童虐待(面前DV)の2つの暴力が起きている場合があるが、単一機関のみでは必要な支援を満たすことができない。
	② 原因	(ア)被害者の自立に向けては地域での支援体制を整えることが重要だが、市町村相談窓口の担当者との連携がまだ十分ではない。 (イ)子どもの面前でのDVは児童虐待にもあたるが、児童相談所や警察など児童虐待対応機関との連携がまだ十分ではない。
	③ 方向性	(ア)市町村相談窓口の担当者への研修、巡回相談、市町村訪問を通じてのスーパーバイズを実施するなどし、市町村担当者との連携を図る。 (イ)児童相談所、警察など児童虐待対応機関の研修等を活用して相談業務の相互理解を深め、対応力の強化を図る。